

様式第23（第11条関係）

【書類名】 意匠登録料納付書  
（【提出日】 令和 年 月 日）  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【意匠登録番号】  
【意匠権者】  
【氏名又は名称】  
【納付者】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】  
【納付年分】 第 年分  
【登録料の表示】  
【予納台帳番号】  
【納付金額】

〔備考〕

- 1 意匠法第44条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、【納付年分】（備考2に該当する場合にあっては【持分の割合】）の欄の次に【特許料等に関する特記事項】の欄を設けて、「意匠法第44条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記録する。
- 2 意匠法施行規則第18条第2項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、【納付年分】の欄の次に【持分の割合】の欄を設けて、「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記録する。

- 3 意匠法施行規則第18条第3項の規定により同項の書面の提出を省略しようとするときは、  
「【登録料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、納付することができなかった理由について具体的に記載する。
- 4 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第13の備考2、様式第19の備考2から4まで並びに様式第20の備考1と同様とする。この場合において、様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。